

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【公表番号】特表2014-522403(P2014-522403A)

【公表日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-047

【出願番号】特願2014-513626(P2014-513626)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/5415	(2006.01)
A 6 1 K	31/194	(2006.01)
A 0 1 K	13/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/216	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 P	15/14	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/5415	
A 6 1 K	31/194	
A 0 1 K	13/00	F
A 0 1 K	13/00	D
A 6 1 K	31/216	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/44	
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/12	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 P	31/04	1 7 1
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 P	15/14	1 7 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) シトレーント；(b) メチレンブルー；及び(c) アルキルパラ - ヒドロキシベンゾエートを含む、哺乳動物乳頭を治療又は保護するための局所用組成物。

【請求項2】

局所用組成物が、

(a) 約0.1～2Mのシトレーント；

(b) 約0.1～3mMのメチレンブルー；及び

(c) 約10～50mMのアルキルパラ - ヒドロキシベンゾエートを含む、請求項1に記載の局所用組成物。

【請求項3】

局所用組成物が約0.005～0.5重量%のメチレンブルーを含む、請求項1又は2に記載の局所用組成物。

【請求項4】

局所用組成物が、メチルパラ - ヒドロキシベンゾエート、プロピルパラ - ヒドロキシベンゾエート又はその両方を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項5】

局所用組成物がアルコールをさらに含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項6】

アルコールがイソプロピルアルコールである、請求項5に記載の局所用組成物。

【請求項7】

局所用組成物が約0.1%～20%のアルコールを含む、請求項5又は6に記載の局所用組成物。

【請求項8】

局所用組成物が皮膚軟化剤をさらに含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項9】

局所用組成物が約5重量%以上の皮膚軟化剤を含む、請求項8に記載の局所用組成物。

【請求項10】

皮膚軟化剤が、グリセロール、プロピレングリコール、ラノリン又はその組み合わせを含む、請求項8又は9に記載の局所用組成物。

【請求項11】

局所用組成物が、界面活性剤、増粘剤又はフィルム形成剤をさらに含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項12】

局所用組成物が、アノライト又はアスコルビン酸をさらに含む、請求項1～11のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項13】

局所用組成物が約0.3M以上の濃度のナトリウムをさらに含む、請求項1～12のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項14】

局所用組成物のpHが約4～8である、請求項1～13のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項15】

局所用組成物が、25、1atmの圧力で測定される約50cP以上の動粘度を有する、請求項1～14のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項 16】

局所用組成物が、液体、ゲル又はフォームである、請求項1～15のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項 17】

乳腺炎を治療又は保護するための、又は乳頭の皮膚のコンディショニングのための、請求項1～16のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項 18】

哺乳動物が食料生産動物である、請求項1～19のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項 19】

哺乳動物乳頭を治療又は保護するための二部に分かれた局所用組成物であって、

(a) ポリマーを含む第一の局所用組成物；及び

(b) 該ポリマーの架橋剤を含む第二の局所用組成物；を含み、

第一及び第二の局所用組成物は、乳頭に適用されると保護コーティングを形成する、局所用組成物。

【請求項 20】

第一もしくは第二の局所用組成物又はその両方がシトレーントを含む、請求項19に記載の局所用組成物。

【請求項 21】

第一もしくは第二の局所用組成物又はその両方がメチレンブルーを含む、請求項19又は20に記載の局所用組成物。

【請求項 22】

第一もしくは第二の局所用組成物又はその両方がアルキルパラ-ヒドロキシベンゾエートを含む、請求項19～21のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項 23】

第一もしくは第二の局所用組成物又はその両方がアルコールを含む、請求項19～22のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項 24】

ポリマーがポリビニルアルコールである、請求項19～23のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項 25】

架橋剤がボレートである、請求項24に記載の局所用組成物。

【請求項 26】

第一の局所用組成物が、シトレーント、メチレンブルー及びポリビニルアルコールを含み、第二の局所用組成物が、シトレーント、パラ-ヒドロキシ安息香酸アルキル、アルコール及びホウ砂を含む、請求項19に記載の局所用組成物。

【請求項 27】

(a) 約0.1～2Mのシトレーント；
(b) 約0.1～3mMのメチレンブルー；
(c) 約10～50mMのアルキルパラ-ヒドロキシベンゾエート；
(d) 約0.1%～約20%のアルコール；及び
(e) 約5重量%以上の皮膚軟化剤

を含む、局所用組成物。

【請求項 28】

組成物が約0.005～0.05重量%のメチレンブルーを含む、請求項27に記載の局所用組成物。

【請求項 29】

皮膚軟化剤が、グリセロール、プロピレングリコール、ラノリン又はその組み合わせを含む、請求項27又は28に記載の組成物。

【請求項 30】

局所用組成物が約0.3M以上の濃度のナトリウムをさらに含む、請求項27～29のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項31】

局所用組成物のpHが約6～8である、請求項27～30のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項32】

局所用組成物が、界面活性剤、増粘剤、ゲル化剤又はフィルム形成剤をさらに含む、請求項27～31のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項33】

局所用組成物が約50cP以上の粘度を有する、請求項27～32のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項34】

局所用組成物が、液体、ゲル又はフォームである、請求項27～33のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項35】

- (a) 約0.1～2Mのシトレーント；
- (b) 約0.1～3mMのメチレンブルー；
- (c) 約10～50mMのアルキルパラ-ヒドロキシベンゾエート；
- (d) 約20%～約80%のアルコール；及び
- (e) ゲル化剤

を含む、局所用組成物。

【請求項36】

- (a) シトレーント；
- (b) 約0.1～3mMのメチレンブルー；及び
- (c) 約5～50重量%のポリマー

を含む、局所用組成物。

【請求項37】

組成物が約0.005～0.05重量%のメチレンブルーを含む、請求項35又は36に記載の局所用組成物。

【請求項38】

- (a) 約0.1～2Mのシトレーント；
- (b) 約20～100mMのアルキルパラ-ヒドロキシベンゾエート；
- (c) 約1～10%のアルコール；及び
- (d) 架橋剤

を含む、局所用組成物。

【請求項39】

請求項36に記載の組成物と請求項38に記載の組成物を含む、キット。

【請求項40】

請求項36に記載の組成物が約0.005～0.05重量%のメチレンブルーを含む、請求項38に記載のキット。

【請求項41】

皮膚又は傷を洗浄するための、又は哺乳動物乳頭を治療又は保護するための、請求項27～38のいずれか1項に記載の局所用組成物。